

議案第 1 2 号

平成 2 8 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び平成 2 8 年度鳥取県営企業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分について次のとおり本議会の議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 8 年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 1 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成 2 8 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金 7 9 6, 3 5 4, 7 9 9 円のうち、3 5 1, 0 0 3, 2 7 0 円を資本金へ組み入れ、4 4 5, 3 5 1, 5 2 9 円を減債積立金に積み立てる。